



八 次に掲げる薬きよう  
小型薬きよう（銃弾の薬きようをいい、口径が二〇ミリメートルの小口径砲用の砲弾の薬きようを含む。以下同じ。）

（1） 中型薬きよう（小口径砲用の砲弾の薬きよう（口径が二〇ミリメートルの小口径砲用の砲弾の薬きようを除く。）及び中口径砲用の砲弾の薬きよう（口径が六〇ミリメートル以上の中口径砲用の砲弾の薬きようを除く。）をいい。以下同じ。）

（2） 大型薬きよう（大口径砲用の砲弾の薬きようをいい、口径が六〇ミリメートル以上の中口径砲用の鉄薬きようを含む。以下同じ。）

（3） 口径砲用の鉄薬きよう（口径砲用の鉄薬きようを含む。以下同じ。）

十 砲弾及び爆発物の部品であつて、次に掲げるもの  
イ 火薬類が入つていかない機械信管（主として機械的な機構によつて発火する信管をいう。以下同じ。）

ロ 火薬類が入つていない電気信管（主として電気的な機構によつて発火する信管をいう。以下同じ。）

十一 爆発物の部品であつて、次に掲げるもの

イ ロケット弾の弾体  
ロ 手りゆう弾の弾体  
ハ 地雷の外殻  
ニ 爆雷の外殻  
ホ ホーリング機雷の本体の外殻  
ト 魚雷の氣室  
爆弾の弾体

十二 猶銃等の種類は、法第二条第一項各号に掲げる物の別によるものとする。

（製造事業の許可申請）  
第三条 法第三条の規定により武器の製造の事業の許可を受けようとする者は、様式第一の武器製造事業許可申請書を、工場または事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 前項の申請書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。  
左に掲げる事項を記載した事業計画書

二 武器の種類別の製造計画  
イ 武器の種類別の製造のための設備の明細  
ロ 武器の保管のための設備の明細  
ハ 武器の製造に要する資金の額およびその調達方法

二 武器の製造の事業の収支見積  
ホ 武器の主たる材料、部品または附属品の製造を他に請け負わせ、または委託する場合については、その計画  
ト 武器の製造の事業以外の事業を兼営する場合にあつては、その事業の概要

二 工場または事業場の図面ならびに武器の種類別の製造のための設備および武器の保管のための設備の配置図  
三 現に行つている事業の概要を説明した書類

四 法人にあつては、定款ならびに最近の財産目録、貸借対照表および損益計算書  
（製造の許可を受けうる場合）  
第五条 法第四条但書の経済産業省令で定める場合は、武器たる部品の交換を伴わない軽微な改造または修理を行う場合とする。  
（製造の許可申請）  
第五条 法第四条但書の規定により武器の製造の許可を受けようとする者は、様式第二の武器製造許可申請書に、当該武器の製造のための設備および保管のための設備の概要を記載した書類を添

附し、武器の製造を行ふ場所を管轄する経済産業局長を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。

（技術上の基準）

第六条 法第五条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、別表の通りとする。

（保管の要件）第七条 法第五条第一項第二号の経済産業省令で定める要件は、左の通りとする。

一 管理上支障がない場所にあること。

二 武器の製造数に応じた収容能力を有すること。

三 出入口に鉄製その他の堅固な扉が設けられている等盜難の防止のために適當な構造を有すること。

（法第五条第一項第五号ニの経済産業省令で定める者）

第七条の二 法第五条第一項第五号ニの経済産業省令で定める者は、精神の機能の障害により武器の製造の事業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（承継の届出）

第八条 法第七条第二項の規定により武器製造事業者の地位の承継を届け出ようとする者は、様式第三条の規定により種類の変更の許可を受けようとする者は、様式第四の武器種類変更許可申請書を、工場または事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。

（種類変更の許可申請）

第九条 法第八条第一項の規定により種類の変更の許可を受けようとする者は、様式第四の武器種類変更許可申請書を、工場または事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 前項の申請書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。

一 左に掲げる事項を記載した種類変更計画書

イ 当該申請にかかる武器の種類別の製造計画

ロ 当該申請にかかる武器の種類別の製造のための設備の明細

ハ 当該申請にかかる武器の保管のための設備の明細

ニ 当該申請にかかる武器の製造に要する資金の額およびその調達方法

ホ 当該申請にかかる武器の製造に関する収支見積

ト 当該申請にかかる武器の主たる材料、部品または附属品の製造を他に請け負わせ、または委託する場合にあつては、その変更の概要

二 当該申請にかかる武器の種類別の製造のための設備および武器の保管のための設備の配作（特定設備）

三 現に行つている事業の概要を記載した書類

四 法第十条第一項の経済産業省令で定める設備（以下「特定設備」という。）は、別表の工作のための設備の特定設備の項目に掲げるものとする。

（特定設備の新設等の許可申請）

第十二条 法第十条第一項の規定により特定設備の新設、増設または改修の許可を受けようとする者は、様式第五の特定設備新設等許可申請書を、工場または事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。

二 前項の申請書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。

一 左に掲げる事項を記載した特定設備新設等計画書

(イ) 当該申請にかかる武器の種類別の製造計画

(ロ) 当該申請にかかる特定設備の明細（改造にあつては、改造前と改造後とを対照しやすいように記載すること。）

ハ 当該申請にかかる武器の種類別の製造のための設備（特定設備を除く。）に変更をきたす場合にあつては、その変更の概要

二 当該申請にかかる武器の保管のための設備に変更をきたす場合にあつては、その変更の概要

ホ 特定設備の新設、増設または改造に要する資金の額およびその調達方法

二 当該申請にかかる武器の種類別の製造のための設備の配置図

(保管規程の認可申請)

**第十二条** 法第十一条第一項の規定により保管規程の認可を受けようとする者は、様式第六の保管規程認可申請書に、保管規程（変更する場合にあつては、変更箇所についての明細を記載した書類）を添附し、工場または事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 保管規程は、工場または事業場の事情に応じて、第七条に掲げる事項その他武器の亡失または盜難の防止に関する必要な事項の細目について定めるものとする。

**第十三条** 法第十一条第一項の規定により工場または事業場の移転の許可を受けようとする者は、様式第七の武器工場等移転許可申請書に、移転後の工場または事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。

一 移転後の工場または事業場における武器の種類別の製造のための設備の明細を記載した書類

二 移転後の工場または事業場における武器の種類別

業局長を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。

(廃止の届出)

**第十四条** 法第十三条の規定により事業の廃止を届け出ようとする者は、様式第八の武器製造事業廃止届出書を、工場または事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。

**第十五条** 法第十六条第一項の経済産業省令で定める事項は、左の通りとする。

一 契約の相手方の氏名または名称および住所

二 武器の種類別および規格別の数（分割して引き渡す場合にあつては、引渡の期日ごとの数）

三 対価または報酬の計算の基礎

四 対価または報酬の改訂ならびに支払の方法および条件に関する契約の条項

五 契約の相手方の氏名または名称および住所

ハ 報酬ならびに支払の方法および条件

(写の提出)

**第十六条** 第三条第一項、第五条、第八条、第九条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項、第

十三条第一項または第十四条の規定により経済産業局長を経由して経済産業大臣に申請書または届出書を提出する者は、申請書または届出書およびその添付書類の写を工場もしくは事業場の所在地または武器の製造を行う場所を管轄する経済産業局長（第十三条第一項の場合にあつては、移転前および移転後の工場または事業場の所在地を管轄する経済産業局長）に提出しなければならない。

第三章 猶銃等  
(製造事業の許可申請)

**第十七条** 法第十七条第一項の規定により猶銃等の製造の事業の許可を受けようとする者は、様式第九の猶銃等製造事業許可申請書に、工場または事業場の図面を添附し、工場または事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

**第十八条** 法第十八条但書の規定により猶銃等の製造を行う場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。  
(製造の許可申請)

**第十九条** 法第十九条第一項の規定により猶銃等の販売の事業の許可を受けようとする者は、様式第十一の猶銃等販売事業許可申請書を店舗の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。  
(販売事業の許可申請)

**第二十条** 法第十七条第二項および第十九条第二項において準用する法第五条第一項第二号の経済産業省令で定める要件は、左のとおりとする。

一 管理上支障がない場所にあること。

二 左のイまたはロに該当するものであること。

イ 金属性製のロッカーその他堅固な構造を有する収納設備であつて、当該くさり等に確実に施錠できるもの

ロ くさり等によつて猶銃等を堅固に固定しうる設備であつて、当該くさり等に確実に施錠できる錠を備えているもの

三 保管する猶銃等の数量に応じた収容能力を有すること。

四 容易に持ち運びできないこと。

五 非常の際外部に通報することができる装置を備えていること。ただし、当該保管設備の附近に当該装置を備えている場合は、この限りでない。

**（準用）**

第一項の二、第八条、第九条第一項、第十三条第一項および第十四条の規定は、猶銃等の製造または販売の事業に準用する。この場合において、第七条の二中「武器の製造」とあるのは「猶銃等の製造または販売」と、第八条中「武器製造事業者」とあるのは「猶銃等製造事業者または猶銃等販売事業者」と、「様式第三の武器製造事業承継届出書」とあるのは「様式第十二の猶銃等製造（販売）事業承継届出書」と、「工場または事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して、経済産業大臣」とあるのは「工場もしくは事業場または店舗の所在地を管轄する都道府県知事」と、第九条第一項中「様式第四の武器種類変更許可申請書」とあるのは「様式第十三の猶銃等種類変更許可申請書」と、「工場または事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して、経済産業大臣」とあるのは「工場もしくは事業場または店舗の所在地を管轄する都道府県知事」と、第十三条第一項中「工場または事業場」とあるのは「工場もしくは事業場または店舗」と、「様式第七の武器工場等移転許可申請書」とあるのは「様式第十四の猶銃等工場等移転許可申請書」と、「工場または事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して、経済産業大臣」とあるのは「工場もしくは事業場または店舗の所在地を管轄する都道府県知事」と、第十四条中「様式第八の武器製造事業廃止届出書」とあるのは「様式第十五の猶銃等製造（販売）事業廃止届出書」と、「工場または事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して、経済産業大臣」とあるのは「工場もしくは事業場または店舗の所在地を管轄する都道府県知事」と読み替えるものとする。





射機 爆雷投	射機 ト弾発	ロケッ 爆發物	第3種	爆發物	第2種	爆發物	第1種	砲弾 砲弾	第4種	砲弾 砲弾	第3種	砲弾 砲弾	第2種	砲弾 砲弾	第1種	銃弾	銃弾	迫撃砲	
中ぐり盤	ボール盤	旋盤	ボール盤	中ぐり盤（金属製発射筒を有する発射機を製造する場合に限る。）	溶接装置（組立構造の金属製発射筒を有する発射機を製造する場合に限る。）	フライス盤	かたさ試験機	衝撃値試験機	かたさ試験機	衝撃値試験機	引張強さ試験機	かたさ試験機	衝撃値試験機	引張強さ試験機	かたさ試験機	衝撃値試験機	引張強さ試験機	かたさ試験機	衝撃値試験機





弾体の爆弾	魚雷の室	本体の外殻
	抽出により製造する場合に限る。) 擣出プレス(擣出により製造する)	
溶接装置 プレス若しくは液圧プレス ベンディングロール又は機械	旋盤 ボール盤 中ぐり盤 加熱炉(擣出により製造する場合に限る。)	旋盤 機械プレス又は液圧プレス 溶接装置
引張強さ試験機 かたさ試験機	水圧試験装置 衝撃値試験機 引張強さ試験機 かたさ試験機	金属顕微鏡 引張強さ試験機 かたさ試験機 水圧試験装置

様式第1

様式第1 (平8通産令14・平9通産令67・平12通産令222・令元通産令17・令2通産令92・一部改正)

武器製造事業許可申請書

[ 収入印紙 ]

年月日

経済産業大臣 殿

申請者 氏名または名称および法人にあつてはその代表者の氏名

下記の通り武器の製造の事業の許可を受けたいので、別紙書類を添えて、申請します。

主たる事務所の名称および所在地	
工場(事業場)の名称および所在地	
武器の種類および種類別の月間予定製造数	
事業開始の予定期	

備考

- 1 武器等製造法施行令第5条で定める手数料に相当する額の収入印紙をはること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第2 (平8通産令14・平9通産令6・平12通産令222・令元経産令17・令2経産令92・一部改正)

## 武器製造許可申請書

年 月 日

経済産業大臣 聞

申請者 氏名または名称および法人に  
あつてはその代表者の氏名

下記の通り武器の製造の許可を受けたいので、別紙書類を添えて、申請します。

主たる事務所の名称および所在地	
製造を行う場所	
製造を行う理由	
武器の名称、数その他製造に関する事項の明細	
製造の開始および終了の予定期日	
他に引き渡す場合にあつては、その引渡先	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第3 (平8通産令14・平9通産令6・平12通産令222・令元経産令17・令2  
経産令92・一部改正) 武器製造事業承継届出書

年 月 日

経済産業大臣

届出者 氏名または名称および法人に

下記の通り武器製造事業者の地位を承継したので、別紙書類を添えて、届け出ます。

且々の事務所の名称および所在地	
被承継者の氏名または名称および主たる事務所の所在地	
工場、事業場の名称および所在地	
承継の期日	
被承継への武器の製造の可否	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第4 (平成24年4月・平成24年7月・平成24年10月・平成24年12月・令和2年2月  
様式第4-1・一部改訂)

武器機器変更許可申請書		取 入 印 紙
年　月　日		
経済産業大臣 殿		
申請者 氏名または名前および法人名 あつてはその代表者の氏名		
下記の通り武器の種類の変更の許可を受けたいので、別紙書類 を添えて、申請します。		
主たる事業所の名称および 所在地		
工場(事業場)の名称および 所在地		
実施する武器の種類および 数		
武器の製造の事業の許可		
備考		

- 1 武器等製造法施行令第5条で定める手数料に相当する額の  
収入印紙を付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第5 (平成24年4月・平成24年7月・平成24年10月・平成24年12月・令和2年2月  
様式第5-1・一部改訂)

各元販売新設等許可申請書		取 入 印 紙
年　月　日		
経済産業大臣 殿		
申請者 氏名または名前および法人名 あつてはその代表者の氏名		
下記の通り新設(開設・改設)の許可を受けたいの で、別紙書類を添えて、申請します。		
主たる事業所の名称および 所在地		
工場(事業場)の名称および 所在地		
新設(開設・改設)を行 う理由		
特定期間の名称および数		
新設(開設・改設)後の 武器の種類の別		
新設(開設・改設)の工 程		
武器の製造の事業の許可		
備考		

- 1 武器等製造法施行令第5条で定める手数料に相当する額の  
収入印紙を付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第6 (平成24年4月・平成25年4月・平成26年4月・平成27年4月・平成28年4月)

様式第6 (平成24年4月・平成25年4月・平成26年4月・平成27年4月・平成28年4月)

様式第6 (平成24年4月・平成25年4月・平成26年4月・平成27年4月・平成28年4月)

様式第6 (平成24年4月・平成25年4月・平成26年4月・平成27年4月・平成28年4月)

様式第6 (平成24年4月・平成25年4月・平成26年4月・平成27年4月・平成28年4月)

経済産業大臣 殿	年 月 日
申請者 氏名または名前および法人に あつてはその代表者の氏名	
下記の通り保管規程の認可を受けたいので、別紙書類を添え て、申請します。	
計らる事務所の名称および 所在地	
工場(事業場)の名称と および所在地	
制定または変更の別	
変更する場合にあって は、その理由	
武器の製造の事業の許可 番号	
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。	

様式第7 (平成24年4月・平成25年4月・平成26年4月・平成27年4月・平成28年4月)

様式第7 (平成24年4月・平成25年4月・平成26年4月・平成27年4月・平成28年4月)

様式第7 (平成24年4月・平成25年4月・平成26年4月・平成27年4月・平成28年4月)

様式第7 (平成24年4月・平成25年4月・平成26年4月・平成27年4月・平成28年4月)

様式第7 (平成24年4月・平成25年4月・平成26年4月・平成27年4月・平成28年4月)

経済産業大臣 殿	年 月 日
申請者 氏名または名前および法人に あつてはその代表者の氏名	
下記の通り武器の工場(事業場)の施設の許可を受けたいの で、別紙書類を添えて、申請します。	
主たる事務所の名称および 所在地	
移転地(事業場)の名称および 所在地	
移転または変更の別	
変更する場合にあって は、その理由	
武器の製造の事業の許可 番号	
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。	

備考 1. 武器等製造法施行令第5条で定める手数料に相当する額の  
支入用紙をすること。  
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4 とすること。

様式第8 (平5年通第14、平9通第60、昭23通第222、令元通第17、令2通第20、令2  
通第462、一通付)

武器製造事業届出書

経営業大臣 殿	年 月 日
届出者 氏名または名前および法人に あつてはその代表者の氏名	
下記の通り武器の製造の事業を廃止したので、届け出ます。	
主たる事務所の名前および 所在地の名称	
工場(本業地)の名称および 所在地	
廃止の理由	
廃止の期日	
兵器の製造の事業の許可番号	
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。	

様式第9 (平5年通第14、平9通第60、令元通第17、令2通第20、令2  
通第462、一通付)

武器等製造事業認可申請書

都道府県知事 殿	年 月 日
申請者 氏名または名前および法人に あつてはその代表者の氏名	
下記の通り新規等の製造の事業の許可を受けたいので、別紙書類を添えて、申請します。	
工場(本業地)の名称および 所在地	
製造等の種類	
製造のための設備の名称 および概要	
保管のための設備の明細	
事業開始の予定時期	
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。	

様式第10 (平成26年4月・平成27年4月・令和元年4月・令和2年4月) 第1回  
税金等製造許可申請書

都道府県知事 殿 年 月 日

申請者 氏名または会社名に  
あつてはその代表者の氏名

下記の通り製造等の製造の許可を受けたいので、申請します。

製造を行なう場所	
製造を行う理由	
税金等の種類および量額	
製造のための設備および 保管のための設備の概要	
製造の開始日および終了の 予定期日	
他に引き渡し場合にあつ ては、その概要	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第11 (平成26年4月・平成27年4月・令和元年4月・令和2年4月) 第1回  
税金等販売事業許可申請書

都道府県知事 殿 年 月 日

申請者 氏名または会社名に  
あつてはその代表者の氏名

下記の通り製造等の販売の事業の許可を受けたいので、申請しま  
す。

店舗の名稱および所在地	
営業等の種類	
保管のための設備の明細	
事業開始の予定期間	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第12 (平8年4月1・平9年4月1・令元4月1)・令2年4月1・一部  
改正) 索性等製造(販売)事業者届出書

索道府県知事 殿 年 月 日

届出者 氏名または名前および法人に  
あつてはその代表者の氏名に

下記の通り別紙等製造(販売)事業者の地位を承継したので、  
別紙書面を添えて、届け出ます。

工場(事業場・店舗)の 名前および所在地	
被承継人の氏名または名 称	
承 継 の 期 日	
被承継人の新規許可番号 (販売)の事業登録番号	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第13 (平8年4月1・平9年4月1・令元4月1)・令2年4月1・一部  
改正) 索性等機種変更許可申請書

索道府県知事 殿 年 月 日

申請者 氏名または名前および法人に  
あつてはその代表者の氏名に

下記の通り別紙等の機種の変更の許可を受けたいので、申請し  
ます。

工場(事業場・店舗)の 名前および所在地	
変更する別紙等の機種	
製造のための設備または 施設のうちの機種を変更す ることは、その変更の範囲 は、	
製造のための機種(販売)の事 業登録番号	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第1-4 (平5通知令4・平9通知令7・令2通知令2)、令2通知令2・一部  
(改正)

都道府県知事 殿	年 月 日
申請者 氏名または名前および法人に あつてはその代表の氏名に	
下記の通り営業等の工場(事業場・店舗)の移転の許可を受け たいので、申請します。	
工場(事業場・店舗)の 名前および所在地	
移転後の工場(事業場・店 舗)の名前および所在地	
移転する理由	
移転後の工場(事業場・ 店舗)における競争のた めの設備の整備および渠 道のための設備の明細	
移転の完了の予定期日	
営業等の認可番号(販売) 事業の許可番号	
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。	

様式第1-5 (平5通知令4・平9通知令7・令2通知令2)、一部  
(改正)

都道府県知事 殿	年 月 日
届出者 氏名または名前および法人に あつてはその代表の氏名に	
下記の通り営業等の製造(販売)の事業を廃止したので、届け 出ます。	
工場(事業場・店舗)の 名前および所在地	
廃止の理由	
廃止の期日	
営業等の認可番号(販売) 事業の許可番号	
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。	

様式第16 (平成22年・新規) 表

12号シナリメートル	
武器等製造法第25条第3項 の規定による立入検査証	
第 号	
欄名および氏名	
年 月 日生	年 月 日発行
8センチメートル	

裏

**第25条 経済産業大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限りにおいて、その職員に、武器製造事業者、銃砲登録事業者及び銃砲等販売事業者の工場、事業場、店舗、事務所又は倉庫に立ち入り、その者の所有、貯蔵、管理の他の物件を検査させ、又は取締者に質問させることがある。**

**2 警察官、監察官又は海上保安官は、人や生命身体若しくは財産が危険又は公共の安全の保護のため特に必要があること、銃砲登録事業者、銃砲等販売事業者又は銃砲登録事業者の武器等は銃砲等を保有する者等に立ち入り、關係者が質問に入ることがある。その身分を示す証票を拂拭し、關係者に呈示しなければならない。**

**3 前2項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証票を拂拭し、關係者に呈示しなければならない。**

**4 第1項又は第2項の規定による立入検査及び質問の権限は、如何なるために認められたものと解釈してはならない。**

**第34条 左の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。**

**4 第25条第1項の立入検査を拒み、妨げ、若しくは脅迫し、又は質問に対して虚偽の陳述をした者**

(都道府県知事)

電磁的記録媒体提出票

年 月 日

収入印紙	経済産業大臣殿	氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
住 所		

武器等製造法第1条第1項の規定による申請(又は届出)に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下とのおり提出いたします。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違ありません。

1. 電磁的記録媒体に記録された事項
2. 電磁的記録媒体と併せて提出される書類

## 備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 法令の条項については、当該申請(又は届出)の適用条文名を記載する。
- 3 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載することとともに、二枚以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載する。
- 4 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、当該申請(又は届出)の際に本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあつては、その書類名を記載する。
- 5 「収入印紙」の欄には、収入印紙をはることとされている書類について電磁的記録媒体による手続を行う場合にあつては、収入印紙をはり付ける。
- 6 該当事項がない欄は、省略する。